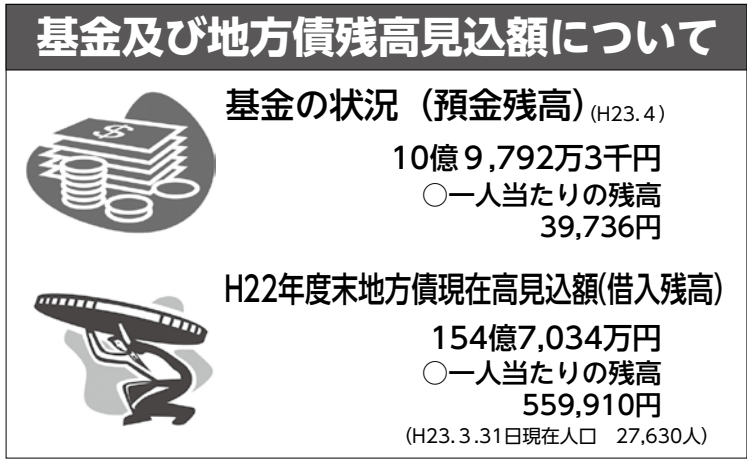
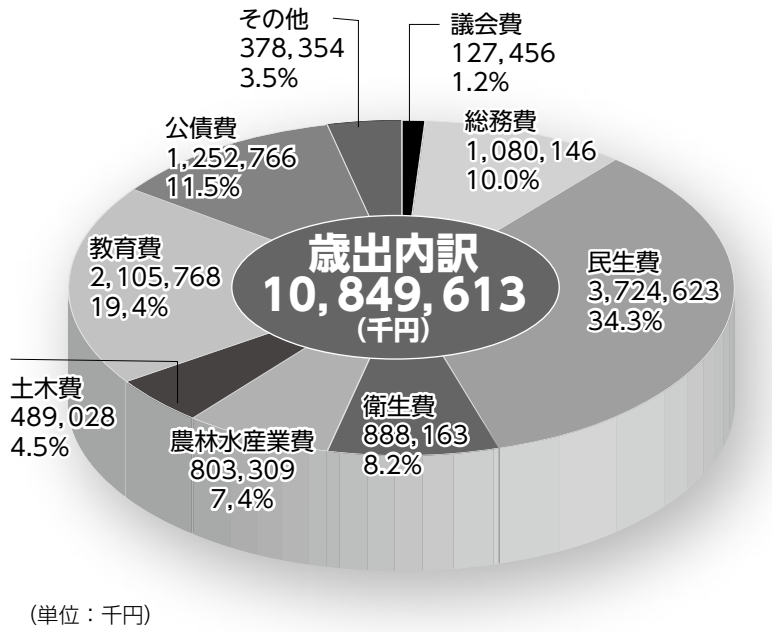


平成23年度 主な事業（目的別）	
〔議会費〕	・議員県外旅費
〔総務費〕	・沖縄県市町村磁気探査支援事業 ・戸籍電算化改修事業 ・住民情報システム改修(外国人住民改正対応) ・土地改良区総代選挙
〔民生費〕	・安心こども基金(法人保育園改修事業) ・子ども手当事業 ・子ども医療費助成(乳幼児医療費助成) ・法人保育所措置費・給食費負担金 ・放課後対策健全育成事業 ・特別保育事業
〔衛生費〕	・予防接種事業(子宮頸がん等)
〔農林水産費〕	・特定地域支援整備事業 ・園芸モデル産地育成緊急対策事業 ・土地改良施設維持管理適正化事業 ・集落排水路整備(魚排)
〔商工費〕	・カラベジ販路開拓支援事業
〔土木費〕	・八重瀬平屯地障害防止対策事業 ・橋梁寿命化修繕計画事業 ・活力創出基盤総合交付金 ・伊覇土地区画整理事業 ・屋宜原土地区画整理事業
〔教育費〕	・学習支援員 ・白川小学校校舎改築事業(2期) ・白川小学校屋外教育環境施設整備事業 ・東風平幼稚園屋外教育環境施設整備事業



◇H23 特別会計当初予算について

特別会計とは、特定の事業を行なう場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理を個別に処理するために法令や条例に基づいて設ける会計です。

(単位：千円、%)

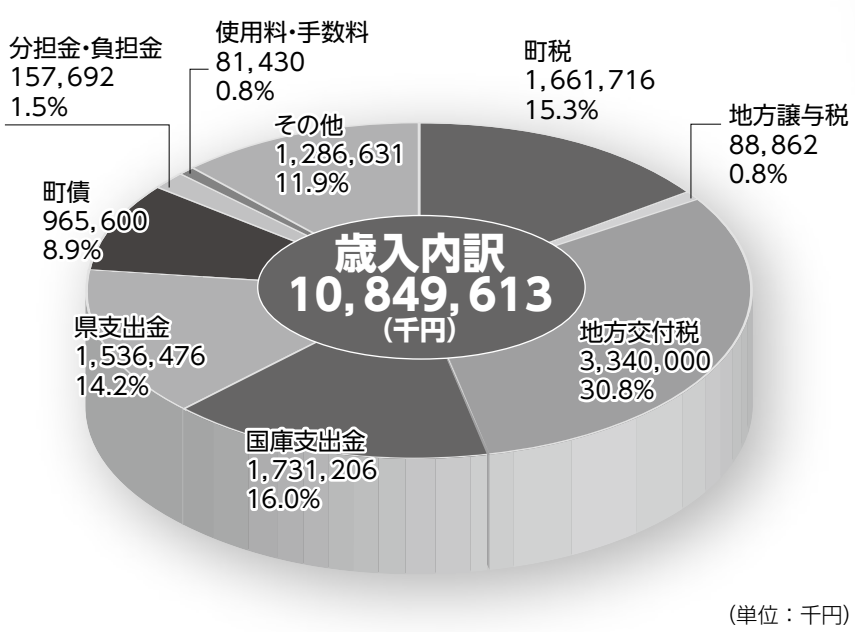
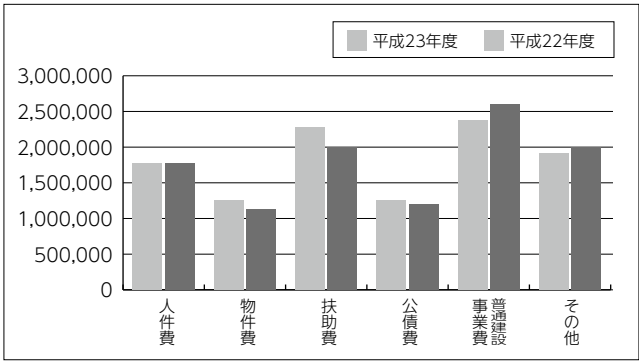
	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
国民健康保険	3,515,648	3,017,678	497,970	16.5
老人保健	0	1,824	△ 1,824	△ 100.0
後期高齢者医療	153,057	152,403	654	0.4
土地区画整理事業	567,502	937,928	△ 370,426	△ 39.5
集落排水事業	71,389	84,995	△ 13,606	△ 16.0
計	4,307,596	4,194,828	112,768	2.7

※老人保健特別会計は平成 23 年度から廃止となります。

歳出 性質別（対前年度比較）

(単位：千円)

	平成23年度	平成22年度	増減	今年度構成率(%)
人 件 費	1,769,710	1,779,234	△ 9,524	16.3%
物 件 費	1,254,600	1,132,319	122,281	11.6%
扶 助 費	2,270,529	1,990,798	279,731	20.9%
公 債 費	1,252,766	1,199,767	52,999	11.5%
普通建設事業費	2,382,021	2,603,610	△ 221,589	22.0%
そ の 他	1,919,987	1,999,269	△ 79,282	17.7%
合 計	10,849,613	10,704,997	144,616	100%



平成23年度一般会計当初予算は108億4、961万円。昨年度と比べて1億4、462万円（1・35％）増となっています。

増額の主な事由としては、白川小学校校舎改築事業（2期分）8億7、293万円、特定地域支援整備事業（ピーマンハウス施設整備等）4億1、782万円、安心子ども基金特別対策事業（保育園建設）3億4、923万円、子宮頸がん等予防接種事業7、507万円、学習支援員987万円などが挙げられます。

昨年度から継続の公立学校等施設整備事業や社会保障の事業が大幅に増額となっているため、歳入では貯金に当たる基金の取り崩しや借金にあたる町債で対応するなど財政運営は依然と厳しい状況です。

平成23年度の主な事業や基金の状況、平成22年度末地方債残高は次のとおりです。

- 自主財源：29億1,658万円（26.9%）
町税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入
- 依存財源：79億3,303万円（73.1%）
地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債

用語解説	歳 入
○町 税：町民の皆さんから納めていただく町民税、固定資産税などの税金です。	
○地方譲与税：自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税など国税として徴収し、そのうち町へ一部交付される税です。	
○地方交付税：地方公共団体が等しく事務を進める事が出来るように、所得税、法人税、酒税など国が徴収した税金から一定の基準により交付される税です。	
○国庫支出金：児童福祉費負担金や都市計画費補助金など国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の使途を指定して交付されるお金です。	
○県 支 出 金：農業費補助金や選挙費委託金など県が市町村に対して、特定の事業を促進する目的で資金の使途を指定して交付されるお金です。	
○町 債：町が大規模事業などを行うときに国などから長期的に借り入れる資金です。	
○分担金・負担金：保育料や住民検診など町で特定のサービスを受けたときに納めるお金です。	
○使用料・手数料：施設使用料や幼稚園入園料・授業料、町営住宅家賃、各種証明書手数料など利用者の皆さんが支払うお金です。	

平成23年度一般会計当初予算
予算総額 108億4、961万円
（対前年度 1億4、462万円 1・35%増）

就学援助

町では経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの援助をしています。

援助の内容	区分	学用品費等	新入学学用品費等	学校給食費	修学旅行費	校外活動費	医療費
	小学校	¥11,100～13,270	1年生のみ	全 額	限度あり	限度あり	実 費
	区分	¥21,700～23,870					

※生活保護を受けている人は、修学旅行費および医療費のみが対象となります。

援助が受けられる方

次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

申請理由	申請理由証明書添付
生活保護を受けている、生活保護が停止又は廃止になった	(必要ありません)
国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている	承認通知書、決定通知書の写
児童扶養手当全額受給者である	児童扶養手当証書の写
世帯全員が町県民税非課税である	同居世帯の平成22年分所得証明書
その他 特別な事情があって、生活が非常に困窮している場合等	ハローカード写、診断書等

申請方法

学校または教育委員会にある「就学援助申請書」を学校教育課へ提出して下さい。
平成 22 年分所得証明書は、6 月 1 日以降役場税務課で交付を受けて下さい。(未申告の場合は受付できません)
※生活保護を受けている人は、必ず申請して下さい。
※昨年度に引き続き援助を希望する人も、改めて申請が必要です。

申請期間

6月1日(水)～17日(金)まで(土・日を除く8:30～17:15)

問い合わせ

教育委員会学校教育課 (☎998-7571)

幼稚園就園奨励費(幼稚園保育料等の一部減免)

幼稚園教育の一層の普及・充実を図るため、経済的にお困りのご家庭に保育料の減免を行っています。

対象者

八重瀬町に住民登録がある世帯で、町立幼稚園に就園させている保護者
生活保護受給世帯

生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯

課税状況に応じて減免します。

補助額

申請方法

幼稚園または教育委員会にある「減免調書」を通園している幼稚園へ提出して下さい。
認定は、教育委員会が行い7月上旬頃通知します。

申請に必要なもの

印鑑、同居世帯の平成 22 年分所得証明書

※平成 22 年分所得証明書は、6 月 1 日以降役場税務課で交付を受けて下さい。(未申告の場合は受付できません)

申請期間

6月1日(水)～10日(金)まで

問い合わせ

教育委員会学校教育課 (☎998-7571)

東日本大震災義援金及び支援物資について

平成23年3月11日(金)東北地方太平洋沖を震源とする国内最大規模の地震が発生し、地震と津波で甚大な被害が生じ、さらに福島第1原発の放射能漏れの影響で、住民は避難生活を余儀なくされています。被災者の方々の生活の立て直しには、かなりの時間を要するものと思われます。

このような状況を踏まえ、八重瀬町では被災者を支援するため会計課窓口にて義援金箱を設置するなど被災地への支援に取り組んでいます。

町民の皆様におかれましても、数多くの温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

集まった義援金は、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県を通じて被災者の支援に役立てられます。

1. 義援金の募集について

義援金箱の設置場所…八重瀬町役場
本庁舎 会計課窓口… 東風平庁舎 支払窓口
義援金の受付窓口…八重瀬町役場本庁舎2階 総務課

【義援金詐欺にご注意ください！】

他府県において、市役所職員や実在する団体の名をかたり、被災地支援のための義援金、募金などと称して特定の口座に現金を振り込ませようとする詐欺事例が発生しています。

電話やファックス、電子メールなどで義援金や募金を求められた場合は、すぐに振り込むことなく、相手方をよく確認して詐欺被害にあわないようにしましょう。

※役場が電話やファックス、電子メール、戸別訪問などで義援金や募金を求めることはありません。

2. 支援物資の受付について(平成23年4月4日現在)

八重瀬町では平成23年4月11日より支援物資の受付を開始する予定でしたが、被災地の状況を踏まえ、沖縄県が支援物資の受付を一旦終了したことから、八重瀬町も支援物資の受付を一旦見送ることとなりました。

【お問い合わせ先】 総務課

TEL: 998-2200
FAX: 998-4745

E-mail: soumu@town.yaese.lg.jp

支援の輪広がる

4月7日、(株)盛設計の新城安盛社長が社会福祉協議会を訪れ、20万円の義援金を石川健事務局長へ手渡しました。沖縄県共同募金会を通じて被災地に届けられます。



3月31日、(株)那覇ゴルフ倶楽部の謝花聡総務課長らが社会福祉協議会を訪れ、20万円の義援金を諸見里真常会長へ手渡しました。



3月30日、八重瀬町商工会建設工業部会の安座名幸一会長が役場を訪れ、35万円の義援金を比屋根方次町長へ手渡しました。



4月1日、少年サッカーチームぐしかみFC選手らが社会福祉協議会を訪れ、5万円の義援金を石川健事務局長へ手渡しました。



※このほかにも、個人や団体から多くの支援物資や義援金が寄せられています。

避難されている皆様へのお願い

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
 - ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。
- ※八重瀬町では、平成23年4月25日より受付を開始しております。

【全国避難者情報システム】

避難されている皆様

- ①提供していただく情報
- ・氏名、生年月日、性別
 - ・避難前の住所
 - ・避難先(避難所、個人宅等)の情報

- ②お知らせ
- ・見舞金等の各種給付の連絡
 - ・国民健康保険証の再発行
 - ・税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知 など

避難前にお住まいの県・市町村

避難先の都道府県

避難先の市町村

受付窓口：住民環境課(本庁舎、東風平庁舎) ☎998-2443

ふれあいプラザ 相談室のご案内

ふれあいプラザ相談室は、町民のあらゆる心配ごとに対し、適切な助言・援助を行い、問題解決をはかる一総合相談室です。一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談は、無料で受けられます。

お問合せ先…八重瀬町社会福祉協議会
電話…998-4000(担当:与儀・徳良)



種 類	日 時	場 所	電 話
総合相談	火、水、木曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会本所 町社会福祉会館(東風平)	998-8411(相談専用)
	月、金曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会具志頭支所 具志頭老人福祉センター	998-1977 998-4677
法律相談(弁護士)	毎月第2水曜日、第4水曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会本所 町社会福祉会館(東風平)	998-4000(予約制)
障がい者 相談支援	月、火、木、金曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会本所 町社会福祉会館(東風平)	998-8411(相談専用)
	水曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会具志頭支所 具志頭老人福祉センター	998-1977 998-4677
生活福祉 資金相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会本所 町社会福祉会館(東風平)	998-4000(一般電話)
障がい者 相談	毎月第2木曜日、第4木曜日 午前9時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会本所 町社会福祉会館(東風平)	998-8411 プラザ相談室
	毎月第2火曜日、 午後2時～午後4時	八重瀬町社会福祉協議会本所 町社会福祉会館(東風平)	998-8411 プラザ相談室
行政相談	毎月第4火曜日、 午後2時～午後4時	八重瀬町具志頭改善センター	998-2200 町総務課